



埼玉県報

第79号
令和2年(2020年)
2月12日
水曜日

目次

告示

- 和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示（建築物）（建築安全課）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第百二二号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百三三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和二年二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県上尾市大字上二百五十一番地一

株式会社HSNリアルティ 代表取締役 石 井 志 保

ロ 敷地の位置

埼玉県白岡市西五丁目十四ノ七、十四ノ八、十四ノ九、十四ノ十、十四ノ十

一、十四ノ十八

ハ 建築物の用途

カーディーラー（ショールーム、事務所、修理工場）

二 意見の聴取の期日

令和二年二月十八日（火）

午後二時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県白岡市大字白岡八百五十七ノ六

白岡市コミュニティセンター 集会室一、二

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年二月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

| | |
|------------------------|---|
| 指定番号 | 第四号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和二年二月四日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>入間市扇台一丁目七百八十二―十四、七百八十四―二、七百八十五―一、七百八十五―二、七百八十八―一、七百八十八―二、七百八十八―三の各一部 七百八十五―一、七百八十八―一の各先</p> <p>入間市扇台一丁目七百八十八―二、七百八十八―三、七百八十九―二、七百八十九―三、七百八十九―五、七百八十九―八、七百八十九―九、七百九十一―一の各一部</p> <p>入間市扇台一丁目七百八十四―四、七百八十九―五、七百八十九―六、七百八十九―七、七百八十九―八、七百八十九―九の各一部 七百八十四―四、七百八十九―六、七百八十九―七の各先</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | <p>四十七・九</p> <p>六十五・三</p> <p>十四・六</p> |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | <p>十二・〇～十四・〇</p> <p>九・〇</p> <p>六・〇</p> |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年二月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

| | |
|---|----------------------------|
| 第五号 | 指定番号 |
| 建築基準法 第四十二条 第一項第四号 | 指定に係る 道路の種類 |
| 令和二年二月四日 | 指定の年月日 |
| 入間市扇台三丁目七百八十一、七百八十二、七百八十九、七百八十九、七百九十一、七百九十二、七百九十三、七百九十五の各一部 | 指定に係る道路の位置 |
| 八十三・七 | 指定に係る 道路の延長 (単位メートル) |
| 四・〇 | 指定に係る 道路の幅員 (単位メートル) |

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年二月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

| | | |
|-------------|---|--|
| 号 | 第 秩 二 | 指 定 番 号 |
| 第 一 項 第 五 号 | 建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 | 指 定 に 係 る 道 路 の 種 類 |
| | 令 和 二 年 二 月 四 日 | 指 定 の 年 月 日 |
| 七 十 二 番 四 | 埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 拾 六 番 五 千 四 百 | 指 定 に 係 る 道 路 の 位 置 |
| | 四 十 一 ・ 五 二 〇 | 指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 (単 位 メートル) |
| | 六 ・ 〇 〇 | 指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 (単 位 メートル) |

告 示

埼玉県教委告示第三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年二月十二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和二年二月十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則について
- ロ 令和元年度埼玉県指定文化財の指定について
- ハ 県議令令和二年二月定例会提出予定案件について
- ニ その他